Ｊ０１９－２　削除
Ｊ０２０　胃持続ドレナージ（開始日）　50点
注　３歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｊ０２１　持続的腹腔ドレナージ（開始日）　550点
注１　持続的腹腔ドレナージの費用は、挿入したドレーンの本数にかかわらず、１日に１回に限り算定する。
２　３歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｊ０２２　高位浣腸、高圧浣腸、洗腸　65点
注　３歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。
Ｊ０２２－２　摘便　100点
Ｊ０２２－３　腰椎麻酔下直腸内異物除去　45点
Ｊ０２２－４　腸内ガス排気処置（開腹手術後）　45点
Ｊ０２２－５　持続的難治性下痢便ドレナージ（開始日）　50点
Ｊ０２３　気管支カテーテル薬液注入法　120点
Ｊ０２４　酸素吸入（１日につき）　65点
注１　使用した精製水の費用は、所定点数に含まれるものとする。
２　間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸と同時に行った酸素吸入の費用は、それぞれ間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
３　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った酸素吸入の費用は算定しない。
Ｊ０２４－２　突発性難聴に対する酸素療法（１日につき）　65点
Ｊ０２５　酸素テント（１日につき）　65点
注１　間歇的陽圧吸入法と同時に行った酸素テントの費用は、間歇的陽圧吸入法の所定点数に含まれるものとする。
２　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った酸素テントの費用は算定しない。
Ｊ０２６　間歇的陽圧吸入法（１日につき）　160点
注１　間歇的陽圧吸入法と同時に行う喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントは、所定点数に含まれるものとする。
２　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った間歇的陽圧吸入法の費用は算定しない。
Ｊ０２６－２　鼻マスク式補助換気法（１日につき）　65点
注１　鼻マスク式補助換気法と同時に行われる喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントの費用は、所定点数に含まれるものとする。
２　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った鼻マスク式補助換気法の費用は算定しない。
Ｊ０２６－３　体外式陰圧人工呼吸器治療（１日につき）　160点
注１　体外式陰圧人工呼吸と同時に行う喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントは、所定点数に含まれるものとする。
２　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った体外式陰圧人工呼吸の費用は算定しない。

Ｊ０２７　高気圧酸素治療（１日につき）
１　救急的なもの
イ　１人用高圧酸素治療　5,000点
ロ　多人数用高圧酸素治療　6,000点
２　非救急的なもの　200点
Ｊ０２８　インキュベーター（１日につき）　120点
注　使用した精製水の費用及びインキュベーターと同時に行った酸素吸入の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｊ０２９　鉄の肺（１日につき）　260点
Ｊ０２９－２　減圧タンク療法　260点
Ｊ０３０　食道ブジー法　100点
Ｊ０３１　直腸ブジー法　100点
Ｊ０３２　肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）　150点
Ｊ０３３　削除
Ｊ０３４　イレウス用ロングチューブ挿入法　200点
Ｊ０３４－２　ＥＤチューブ挿入術　180点
Ｊ０３５　削除
Ｊ０３６　非還納性ヘルニア徒手整復法　290点
注　新生児又は３歳未満の乳幼児の場合は、それぞれ100点又は50点を加算する。
Ｊ０３７　痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）　290点
Ｊ０３８　人工腎臓（１日につき）
１　慢性維持透析を行った場合
イ　４時間未満の場合　2,030点
ロ　４時間以上５時間未満の場合　2,195点
ハ　５時間以上の場合　2,330点
２　慢性維持透析濾過（複雑なもの）を行った場合　2,245点
３　その他の場合　1,580点
注１　入院中の患者以外の患者に対して、午後５時以降に開始した場合若しくは午後９時以降に終了した場合又は休日に行った場合は、300点を所定点数に加算する。
２　導入期１月に限り１日につき300点を加算する。
３　著しく人工腎臓が困難な障害者等に対して行った場合は、１日につき120点を加算する。
４　カニュレーション料を含むものとする。
５　区分番号Ｃ１０２に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理料又は区分番号Ｃ１０２－２に掲げる在宅血液透析指導管理料を算定している患者に対して行った場合には、週１回（在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している患者にあっては、区分番号Ｊ０４２に掲げる腹膜灌流（１に限る。）の実施回数と併せて週１回）を限度として算定する。
６　１及び２の場合にあっては、透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水及び別に厚生労働大臣が定める注射薬の費用は所定点数に含まれるものとする。
７　人工腎臓を夜間に開始し、午前０時以降に終了した場合は、１日として算定する。